

令和7年竹田市農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 令和7年6月6日（金） 午後1時57分～午後2時40分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室3、4

3. 出席委員 13名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子
13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：中村美智子、馬場勇二 係長：伊藤慎弥

6. 議事

議案第40号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 16件

議案第41号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 10件

議案第42号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 1件

議案第43号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 10件

議案第45号 非農地証明について 5件

議案第46号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について 1件

会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は13人で定足数に達しています。

(13時57分)

議長

只今から令和7年竹田市農業委員会第6回総会を開会いたします。本日の議事日程はタブレットに配信してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は12番 後藤恵美子委員、1番 山本昭雄委員の両名を指名いたします。

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第12号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が1件ありましたので報告します。この案件は議案第44号2番の農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し合意解約するものです。

続いて報告第13号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が9件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第40号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 16件

議案第41号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 10件

議案第42号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 1件

議案第43号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 10件

議案第45号 非農地証明について 5件

議案第46号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について 1件、以上44案件を本日の議案として提案いたします。

最初に議案第40号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 甲斐主任

議案第40号は、農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。1番から12番の案件は、5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。13番から15番の案件は、

10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。16番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第40号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第40号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。よって議案第40号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第41号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。
議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課 甲斐主任

議案第41号の農用地利用集積等促進計画案は、先程議案第40号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第41号の1番の借り手は、〇〇〇〇です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

6番と7番の借り手は、〇〇〇〇です。

8番の借り手は、〇〇〇〇です。現在経営面積がゼロですが林業を主体で農業をされており〇〇〇〇で勤務をしていて今回は契約で杉の苗を育てると聞いています。

9番の借り手は、〇〇〇〇です。

10番の借り手は、〇〇〇〇です。

1番と2番、4番と5番、10番の選定理由は、当該農地に係る農業を担う者である。3番と6番から9番の選

定理由は、当該農地にかかる農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるものです。

議長

只今、議案第41号について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第41号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第41号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第42号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についての説明を事務局に求めます。

事務局

議案第42号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字神原字上中原〇〇〇〇 田1筆 面積2,790平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第42号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第42号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第42号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の牛尾副主幹、甲斐主任は退席してください。

(14時06分)

議長

再開します。

(14時07分)

議長

続いて議案第43号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第43号の案件は、所有者が規模縮小を希望しており近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第43号について事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第43号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第43号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字平田字宮ノ尾〇〇〇〇 田1筆 面積1,857平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は18,570平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第44号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字植木字高尾〇〇〇〇外9筆 田10筆 合計面積8,947平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は12,170.49平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第44号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字菅生字下石木〇〇〇〇外1筆 畑2筆 合計面積2,463平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は3,644平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第44号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター6台・マニアスプレッダー2台・ロールベアラー2台・ホイルローダー2台、その他所有しており畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の4番の案件は親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町新藤字平戸〇〇〇〇外7筆 田7筆 畑1筆 合計面積7,678平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は7,678平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第44号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・刈払機2台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町西福寺字年ノ神〇〇〇〇 田1筆 面積5,400平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は21,702平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第44号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機共同1台・草刈り機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字久住字弓折前〇〇〇〇 田1筆 面積3,520平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は3,520平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第44号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は草刈り機1台所有しており、果樹中心の農家でこれから植え付けるそうです。農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字白丹字片地〇〇〇〇 畑1筆 面積2,857平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は22,942平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第44号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン共同・田植機共同・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字長湯字西ヶ迫〇〇〇〇外5筆 畑6筆 面積21,863平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は33,555平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第44号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター2台・ラッピング・大型モアなど必要機械一式所有しており、畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。労力のうち1人は孫と一緒に携わっています。一部の土地は周りに雑木が生えていますが、伐採し草地として使用するので支障はありません。

議長

続いて9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字長湯字堤畑〇〇〇〇 畑1筆 面積1,809平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は9,030平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第44号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台購入予定で、野菜、果樹中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。3月にまわりの土地を3条で買いましたが漏れていたのゝで今回贈与することになったものゝです。

議長

続いて10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字上田北〇〇〇〇外1筆 畑2筆 合計面積305平方メートルを所有権移転するものゝです。譲受人の経営規模は305平方メートルです。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

議案第44号の10番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は耕うん機を買う予定で、野菜中心の農家になる農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よって許可要件のすべてを充たし

ており原案のとおり許可に相当すると考えます。譲受人はツーリングが趣味でしょっちゅう竹田に来ていてずっと家を探していたそうです。家を気に入って購入しようとしたらついてきた農地で利用したいとのことでした。

議長

只今、議案第44号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

7番 坂本大蔵委員

工藤委員の説明の中で、畑が山林になっていると言われていたようですが。

11番 工藤明秀委員

筆界の周りだけ雑木が生えているだけです。前の所有者が長年使っていないので雑木が周りに生えています。それを抜開して使うということです。

議長

他にないですか。ないようですので質疑を終結いたします。議案第44号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第45号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第45号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字門田字川津留〇〇〇〇外2筆 登記地目 田1筆、畑2筆 合計面積85.3平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地のうち〇〇〇〇、〇〇は平成2年6月に発生した水害により農地として管理ができなくなり現況は原野となっています。〇〇〇〇は亡父が杉を植林し現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野と山林になっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第45号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市荻町新藤字新戸〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積75平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していましたが高齢のため昭和42年頃から農地としての管理ができなくなり現況は山林となっています。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第45号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市直入町大字長湯字猿越〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積2,186平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡祖父が耕作していましたが昭和55年頃から農地としての管理ができなくなり現況は山林となっています。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第45号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市直入町大字長湯字湯原〇〇〇〇
登記地目 畑1筆 面積226平方メートルの非農地申請をしたものです。申請者は遠隔地に居住しているため平成10年頃から農地としての管理ができなくなり現況は原野となっています。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第45号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市直入町大字長湯字牧〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積1,819平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は獣害がひどく平成17年頃から農地としての管理が出来なくなり現況は原野となっています。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第45号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第45号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第45号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第46号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明を事務局に求めます。

事務局

この案件は、農業委員会法第37条の規定により農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会の事務の実施状況等について、毎年6月30日までに公表することが義務づけられています。全国農業会議所によりインターネットで公表されます。年度当初にたてた農業委員会の活動の目標設定等について、年度末にどれだけ達成できたかを点検・評価するものです。別冊の議案書1ページには、令和6年4月1日現在の農業委員会の状況を記載しています。2ページからは最適化活動の実施状況を記載しています。2ページの1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積については、②目標 今年度末の集積面積2,999ヘクタールに対し、③実績 今年度末の集積面積3,178ヘクタールであり105.8パーセントの達成となっています。続いて（2）遊休農地の発生防止・解消について記載しています。3ページ下段からは（3）新規参入の促進について記載しています。4ページ中段から5ページにかけては2 最適化活動の活動目標を設定し日数目標、活動強化月間、新規参入相談会の実績等を記載しています。6ページは事務の実施状況について記載しております。以上、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議願うものです。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第46号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第46号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和7年竹田市農業委員会 第6回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時40分)